

安全保障法制等の法案の強行採決に抗議し、本法律の廃止を求める会長声明

本日、参議院本会議において、「平和安全法制整備法案」及び「国際平和支援法案」（以下、併せて「本法案」という。）の強行採決がなされ、本法案が成立した。

当会は、2015（平成27）年6月15日、本法案が日本国憲法に定める平和主義や立憲主義に反するものであること等を理由として、本法案に反対する会長声明を出した。

その後、政府は、国民に対して丁寧な説明を繰り返すなどとしてきた。しかし、本法案についての国民の理解は進まないどころか、審議が重ねられるに連れて逆に反対と疑問の声がますます大きくなってきていた。今や、ほとんどの憲法学者や歴代の内閣法制局長官、長官経験者を含む元最高裁判所判事などから本法案の違憲性の指摘が相次いでなされ、さらには、学生や高齢者、母親などの一般市民が主体となって、全国各地で本法案の廃案を求める集会が多数開催されるに至っている。これは、日本国憲法の平和主義の大切さ、立憲主義や民主主義の大切さが、国民一人ひとりの中に着実に根付いていることを示すものに他ならない。最近の世論調査によれば、政府が国民に対して本法案について十分な説明をしていないと思うとの意見が約8割、本法案を今の国会で成立させることについて反対するとの意見が6割以上にも上っている。

このような状況にも関わらず、本法案が強行採決されたことは、必要な説明責任を全く果たさないまま、民主主義の発露である国民の声を封じようとする暴挙であることは明らかである。

当会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する使命のもと、このような強行採決に強く抗議するとともに、日本国憲法に定める平和主義、立憲主義に反する本法案の成立によって改正された関連各法の条項及び国際平和支援法の廃止を強く求める。

2015年（平成27年）9月18日

青森県弁護士会

会長 竹 本 真 紀